

# 「土砂災害特別警戒区域等」指定の説明会を行います

沖縄県では、土砂災害「がけ崩れ、土石流」から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、市町村長の意見を聞いた上で、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を知事が指定します。

豊見城市においては、平成20年から「土砂災害警戒区域」の指定を行ってきており、今回は、「土砂災害警戒区域」指定済み箇所での「土砂災害特別警戒区域」指定に関する説明会を行います。また、瀬長、与根、渡嘉敷地区においては、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の新規指定、真玉橋、上田、嘉数地区等で指定済み区域の見直しがあります。

なお、本説明会は今後の工事実施の説明会ではありません。

## 「土砂災害警戒区域」の指定 [沖縄県]

(土砂災害のおそれがある区域)

## 「土砂災害特別警戒区域」の指定 [沖縄県]

(建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

区域の指定

## ●情報伝達、警戒避難体制の整備 [豊見城市]

- 特定開発行為に対する許可制 [沖縄県]
- 建築物の構造規制 [沖縄県]
- 建築物の移転等の勧告 [沖縄県]

## ■日時

日時：令和2年2月20日(木) 午後7時00分～ (約1時間)

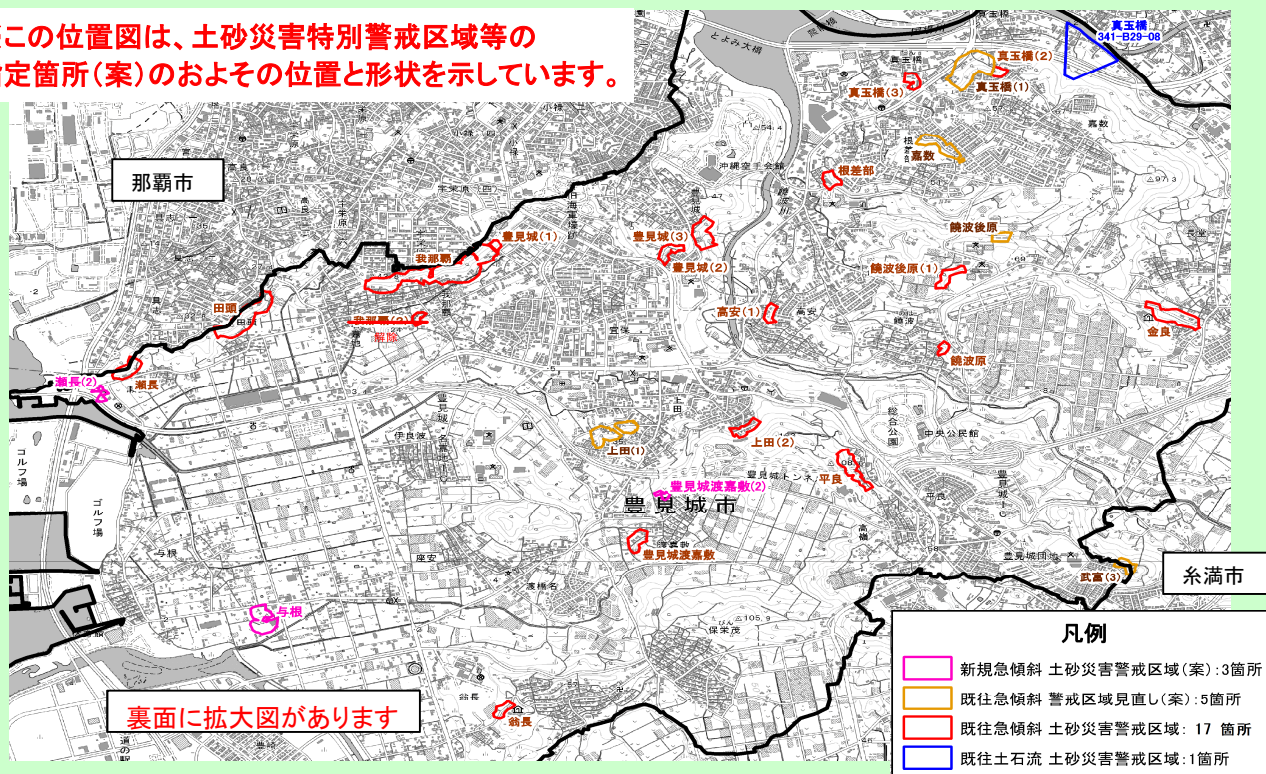
場所：豊見城市役所 5階 多目的室

※対象地区は下記の区域指定箇所(案)の図を参照ください。

## ■区域指定箇所(案)

### 土砂災害特別警戒区域等指定箇所(案)

※この位置図は、土砂災害特別警戒区域等の指定箇所(案)のおよその位置と形状を示しています。



詳細な区域をお知りになりたい方は、沖縄県南部土木事務所ホームページの「お知らせ」の新着情報にある本説明会案内ページに「指定区域の案」を掲示していますのでご確認ください。

### ○区域指定等に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班

TEL 098-869-1788

### ○説明会に関する問い合わせ

豊見城市 道路課 管理班

TEL 098-850-5306